



2006年4月10日 第2006-26号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

Tel 03-3451-2586

E-MAIL : syakai@jam-union.or.jp

医療制度改革関連法案審議開始

4月6日、衆議院本会議が開催されました。本会議では、政府提案の「健康保険法等の一部を改正する法律案」と「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案」について、川崎厚生労働大臣による趣旨説明がありました。

あわせて、民主党が提出した「小児医療緊急推進法案」と「医療の安心・納得・安全法案」の趣旨説明も行われました。

【厚生労働大臣の趣旨説明】

1. 健康保険法等の改正法案

国民皆保険を堅持し、将来にわたり医療保険制度の持続可能なものとしていく。

＜具体的な内容＞

- ①医療費適正化の総合的な推進
- ②新たな高齢者医療制度の創設
- ③都道府県単位を軸とした保険者の再編・統合
- ④中央社会保険医療協議会の見直し、療養病床の見直し

2. 医療法等の改正法案

国民の医療に対する安心・信頼を確保し、質の高い医療サービスが適切に受けられる体制を構築する。

＜具体的な内容＞

- ①医療情報提供の推進
- ②医療計画の見直しを通じた医療機能の分化・連携の推進
- ③へき地・小児・産科などの医師不足への対応
- ④医療法人の非営利性の確保
- ⑤医療従事者の質の向上
- ⑥医療安全の確保、在宅医療の充実、臨床修練制度の範囲拡大

【民主党の趣旨説明】

1. 小児医療緊急推進法案

地域の事情に配慮しながら、必要なときに安心して小児救急医療が受けられる体制をつくることや、小児医療にかかわる医療従事者の養成・確保・配置、労働時間の管理を適切に行い良質で適切な小児医療体制をつくるのが急務である。

＜具体的な内容＞

- ①国と地方自治体がそれぞれ責任をもって財政上の支援、医療従事者の労働条件の改善、人材養成・確保のために必要な施策の実施に取り組む
- ②小児医療費負担の軽減措置を図る

2. 医療の安心・納得・安全法案

医療を受ける者の主体性が尊重され、医療事故を未然に防ぐ体制整備が重要である。医療の安心・納得・安全を確立することで、医療の質を高め、医療財政改革のみでは得ることのできない満足感を、医療を受ける多くの国民に与えることを目指す。

＜具体的な内容＞

- ①診療情報の積極的な開示、広告規制の原則自由化
- ②医師による医療内容の十分な説明、医師と医療従事者間の連携強化
- ③カルテ、診療記録の患者への開示
- ④医療機関に関する相談支援機能
- ⑤医療機関における医療安全委員会の設置
- ⑥医療技術、医療機関に関する評価を求める

4月7日からは、衆議院厚生労働委員会で審議が始まり、本会議と同様の趣旨説明が行われました。本格的な審議は4月12日以降の予定です。JAMでは、国会傍聴行動を行い、審議の行方を注視していきます。